

# 介護職員等特定処遇改善加算 取得のポイントについて

「介護福祉士（経験技能のある職員）がいなくても取得できる可能性が 있습니다」

# 介護職員等特定処遇改善加算取得のポイント

## 特定処遇改善加算IIの場合

- ・1 現行の介護職員処遇改善加算のIからIIIを取得していること。
- ・2 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- ・3 介護職員処遇改善加算に基づく取組についてホームページの掲載等を通じた見える化を行っていること。

この3つの要件のみです。

## ポイント

理由を明示していただければ、必ずしも賃金改善に要する費用の見込額が月額平均8万円以上、又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上の経験技能のある介護職員がいなくても取得することができます。

# 賃金改善に要する費用の見込額が月額平均8万円以上、又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上の職員がいなくても取得する場合の理由について

通常は

- ・小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。
  - ・職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。
  - ・月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、既定の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。
- に少しでも該当するなら申請書のチェック欄にチェックするだけです。

もし、その他ということであれば、チェック欄にチェックの上、理由の記入が必要です。

例「経験技能のある職員がいらないため」

「賃金に大きな差をつけると退職者が増え人員を維持できないため」など

※経験技能のある職員がいなくても上記の理由があれば算定できます。但し、経験技能のある職員がいなくても、申請にあたっては、事業所においてどういう方が経験技能のある職員かの設定だけは必要となります。(例 介護福祉士の資格を有し、法人が認めた介護職員とする)

# 平均賃金額の配分について

- ・**経験技能のある介護職員(A)がいなければ、他の介護職員(B)のみや、他の介護職員(B)とその他の職種(C)のみの従業員で配分することも可能です。(その他の職種(C)のみは不可)**

## ポイント

**他の介護職員(B)だけで配分するのであれば現行の処遇改善加算と配分方法は変わりません。**

# 職場環境等要件について

・ 特定処遇改善加算では

「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」  
「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、  
「生産性向上のための業務改善の取組」、「やいがい・働きがいの醸成」の  
6つの各項目ごとに、必ず1つ以上の取組みをおこなうことになっています。  
(令和3年度は、上記6つの区分から3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上の取組を行うこと)

## ポイント

上記の分類ごとに1つ取組みがあれば要件を満たします。  
また処遇改善加算の取組と重なっていても大丈夫です。

# 見える化要件について

- ・こちらは毎年、事業者の皆様に入力が義務づけられている、「介護サービス情報公表システム」への掲載か、
- ・自社のホームページへの掲載、
- ・事業所・施設の建物で外部から見える場所への掲示など、計画書を張り出す等でも満たせます。

# 特定処遇改善加算Ⅰの場合

- ・ **こちらは介護福祉士の配置要件を満たす必要があります。**  
**サービス提供体制強化加算のⅠまたはⅡの区分**  
**通所(地域密着型含む)介護、通所リハビリテーション、訪問入浴介護事業所**  
**→サービス提供体制強化加算ⅠまたはⅡ**  
**訪問介護事業所 →特定事業所加算Ⅰ又はⅡ**  
**特定施設入居者生活介護事業所 →サービス提供体制強化加算ⅠまたはⅡ**  
**又は入居継続支援加算ⅠまたはⅡ**  
**介護老人福祉施設等 →サービス提供体制強化加算ⅠまたはⅡ**  
**又は日常生活継続支援加算**  
**地域密着型療養通所介護事業所 →サービス提供体制強化加算ⅢイまたはⅢロ**

**ぜひ、ポイントを確認のうえ、介護職員等特定処  
遇改善加算の取得についてお考えいただけたら  
と思います。**

**何か、ございましたら、介護保険課指定グループ  
までお問合せください。06-6241-6321  
最初のガイダンスで「3」次のガイダンスで「2」**